

こども医療費助成事業実施要綱

1 目的

こども医療費助成事業は、こどもに係る医療費の一部を助成することにより、こどもの福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町とする。

3 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「こども」とは、市町の区域内に住所を有する9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- (2) 「こども保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監護する者をいう。

(中略)

4 助成対象者

この事業の助成の対象となる者は、こども保護者とする。ただし、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) こども保護者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度。以下同じ。）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）の合計額が23万5千円未満であること。
- (2) こども保護者が当該こどもの生計を維持できない場合は、そのこどもの民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのこどもの生計を維持する者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額の合計額が23万5千円未満であること。
- (3) (1) 及び(2) に規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項

第 11 号に規定する特定扶養親族（19 歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

（以下略）